

高石市空き家対策補助金申請 手引き

高石市空き家対策補助金を利用される場合は「高石市空き家対策補助金交付要綱」を十分に理解されてから申請の手続きを行って下さい。

①申請

空き家バンク登録物件を売却し、又は購入する契約をした場合にあっては売買契約締結日、賃借する契約をした場合にあっては賃貸借契約締結日の翌日から起算して90日以内に高石市空き家対策補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請して下さい。

- （1）契約書の写し
- （2）諸経費に係る見積書又は金額がわかる書類
- （3）世帯全員の個人情報の閲覧に関する同意書

②事業の開始

高石市空き家対策補助金交付決定通知書（様式第2号）が届きましたら、各種補助事業を着手して下さい。

③申請の取下げ、中止、内容の変更

申請の取下げ、中止、内容の変更がございましたら、高石市空き家対策補助金交付決定変更申請書兼取下書（様式第3号）を提出して下さい。

④実績報告

補助対象事業が完了しましたら、高石市空き家対策補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、おおむね90日以内に提出して下さい。ただし、不要物撤去事業の補助を申請している場合は、下記の（1）住民票の写しの提出は必要ありません。

- （1）住民票の写し（世帯全員の続柄が記載されていること）
- （2）補助対象経費がわかる諸費用の領収書の写し
- （3）事業が完了したことがわかる書類

⑤補助金の請求

高石市空き家対策補助金確定通知書（様式第6号）が届きましたら、高石市空き家対策補助金請求書（様式第7号）を提出して下さい。